入　札　公　表　書

明日香村が発注する下記の工事について、事後審査型条件付き一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告します。

令和8年10月26日

明日香村長　　森川　裕一

第１ 入札に付する工事

(1)	工事番号	令和8年度　第121号
(2)	工事名	小規模農林業基盤整備工事
(3)	工事場所	明日香村大字稲渕　地内
(4)	工種	舗装
(5)	工事概要	工事延長　L=45.0m コンクリート舗装工　A=86.6㎡
(6)	工期	契約締結日から　　令和9年2月26日　まで
(7)	予定価格	金　　1,578,500 円（消費税含む）
(8)	最低制限価格	金　　1,400,300 円（消費税含む）
(9)	低入札価格調査	適用なし
(10)	入札保証金	免除
(11)	契約保証金	明日香村契約規則第19条による
(12)	支払条件	前金払・中間前金払　なし 部分払　　なし

第２ 入札参加資格

明日香村入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件をすべて満たしている者とします。

(1)　地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。

(2)　建設業法第3条に基づく許可を受けた者で、明日香村に本店を有していること。

(3)　明日香村建設工事請負業者の格付要領に基づく令和8･9年度建設工事業者格付名簿で、土木一式B級の格付けを受けていること。

(4)　過去５年間に予定価格の1/2以上の舗装工事の元請実績（公共工事に限る）があること。

(5)　この工事の工期中、次の条件を満たす主任(監理)技術者及び現場代理人を1名配置できること。

① 主任技術者にあっては、次のどちらかに該当し、入札者と3ヶ月以上の雇用関係がある者

ｉ 実務経歴を有する者（高等学校の指定学科卒業後5年以上、高等専門学校の指定学科卒業後3年以上、大学の指定学科卒業後3年以上、その他10年以上）

ⅱ 1級又は2級国家資格者等

② 主任技術者に代わって監理技術者を配置させる場合は、監理技術者資格者証の交付を受けている者で入札者と3ヶ月以上の雇用関係がある者

③ 現場代理人にあっては、工事現場に常駐とし、入札者と3ヶ月以上の雇用関係がある者

(6)　公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、明日香村競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

(7)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。

(8)　建設業法第27条の23の規定に基づく有効な経営事項審査を受けていること。

(9)　入札参加希望者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

【特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準参照】

(10)　明日香村建設工事請負業者の格付要領に基づく令和8・9年度建設工事業者格付名簿に登載がある法人は、代表取締役の個人に係る市町村税等についても滞納がないこと。

第３ 設計図書等の頒布

この業務に係る仕様書等は、明日香村公式ホームページ（http://www.asukamura.jp/）において公表します。

第４ 設計図書等に関する質疑回答

(1) 設計図書等に関して質疑があるときは、質疑応答書（明日香村のホームページからダウンロードしてください。）により下記の期間及び方法で提出して下さい。

期　間　　公告日から　　令和8年10月30日　（ 金 ） 前9時から午後5時まで

方　法　　ファックス（ﾌｧｯｸｽ番号 0744-54-9030）により提出して下さい。

その他　　指定する日時及び方法によらない質疑には回答いたしません。

(2) (1)の質疑については、 令和8年11月6日　（ 金 ） に村のHPに掲載します

第５ 入札書等の郵送方法

入札参加希望者は、次の各号に掲げる書類を一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、明日香郵便局へ局留扱いで、開札日の前日 （ 令和8年11月16日 （ 月 ） ）までに到達するように郵送しなければならない。この場合において、郵送に要する費用は入札参加希望者の負担とします。

(1) 入札書

(2) 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

第６ 開札日時、場所及び傍聴方法

(1) 開札は、下記の日時及び場所で行います。

日時　　令和8年11月17日　　（ 火 ） 午前 11 時 15 分

場所　　明日香村役場　２Ｆ　災害対策室

(2) 開札の傍聴を希望される方は、明日香村競争入札傍聴要領に基づき、開札日前日の午後５時までに総務財政課に申込みをして下さい。傍聴は先着順とし、定員（5人）になり次第締め切ります。また、入札をした者が傍聴の申込みをした場合は、開札立会人を依頼することがあります。

第７ 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札参加資格のない者が行った入札

(2) 虚偽の申請を行った者がした入札

(3) 同一事項の入札について2通以上の入札書等を提出した者の行った入札

(4) 指定された入札方法によらない入札

(5) 期限までに到達していない入札

(6) 入札に関し不正な行為をした者が行った入札

(7) 明日香村郵便入札心得第8条に該当する入札

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

第８ 事後審査及び落札候補者に提出を求める書類

(1) 落札候補者は、落札候補者の決定の通知を受けた翌日（その日が休日にあたるときは、その日後において最も近い休日でない日）の午前9時から午後5時までに、次の書類を総務財政課に提出しなければならない。

① 施工実績に関する契約書の写し

② 資格者証（主任（監理）技術者のみ）の写し

③ 経歴書（主任（監理）技術者及び現場代理人）【任意様式】

④ 落札候補者と主任（監理）技術者及び現場代理人が直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）な雇用関係であることを証する次に掲げるいずれかの書類。（主任（監理）技術者及び現場代理人が代表者以外の場合）

ア「監理技術者資格者証」の写し

イ「健康保険被保険者証」の写し　※ 市町村の国民健康保険被保険者証は不可

ウ「雇用保険被保険者証」の写し

エ「源泉徴収票」の写し

⑤ 建設業許可書又は建設業許可証明書の写し

⑥ 最新の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

⑦ 代表取締役個人の市町村税等について、未納が無いことの証明書もしくは発注年度を含まない過去２年間の納税証明書等（本年度中に交付を受けた証明書の写しを可とする）

第９ 入札の事後公表

入札の結果については、役場の入札掲示板への掲示及び明日香村のホームページへの掲載で公表します。

第10 その他

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税を減算した金額を入札書に記載するものとします。

(2) 入札回数は1回とします。

(3) 配置を予定している主任（監理）技術者が担当できる工事は３つを限度とします。ただし、専任の場合は除きます。

(4) 書類は、原則としてA4判とします。

(5) この公告に定めのない事項については、明日香村契約規則、明日香村事後審査型条件付き一般競争入札実施要領、明日香村郵便入札心得及び関係法令等によるものとします。